

## ネット通販トラブル クーリング・オフは適用外

インターネットの普及に伴い、インターネット通販が流行しています。最近では、スマートフォンの普及によってより身近になり、いつでもどこでも申し込めて便利な反面、トラブルも多く寄せられています。

▼大手通販サイトに出店している買い物サイトで、他店より3千円安いゴルフ用品を注文した。先払いの代金を振り込んだ後、偽サイトだとわかった。返金してもらえるか。(40代：男性)

▼ネット通販で息子のスポーツシューズをクレジットカード払いで購入した。後日、中国から別のシューズが届いた。メールで問い合わせたが返信がない。クレジットカード会社にもすでに決済されており引き落としは止められないと言われた。(50代：女性)

▼ネット通販で教材をダウンロードする契約をした。ダウンロードしてみたら、自分にとっては意味のない内容だったので解約して返金してもらいたい。クーリング・オフできるか。(70代：男性)

通販取引では、クーリング・オフは適用できません。また、払ってしまったお金を取り戻すのは難しいです。そこで、トラブルに遭いにくくするためのチェックポイント。

- ①店の住所、担当者名、特に電話番号を必ず確認。表示に不備がある会社とは取引しない。
- ②申し込みの前に、返品・交換の条件、支払い方法、引き渡し時期、送料などを必ず確認する。
- ③商品が届いたら、すぐに中身を確認。注文と違ったり壊れていた場合、すぐ店に連絡する。
- ④注文した内容、業者からのメールや確認画面は保存しておく。

トラブルを確実に防ぐ決定打のような方法はありません。購入時には、チェックポイントを参考に注意しましょう。

心配な時は、最寄りの消費生活センターに相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。

H27. 12. 24 岐阜新聞